

2-3. 自然再生協議会の設立と運営

自然再生協議会を設立しようとする地域としては、「これから自然再生に取り組む地域」と「すでに取り組んでいる地域」が考えられます。これらの地域では準備段階で要する労力・時間等が異なる可能性はありますが、設立と運営の流れは同様であり、設立に向けては参加しようとする者に対して幅広く公平な参加の機会を確保するとともに、設立後は公正かつ適正に協議会が運営されることが求められます。

2-3-1. 自然再生協議会設立の発意と参加者の募集

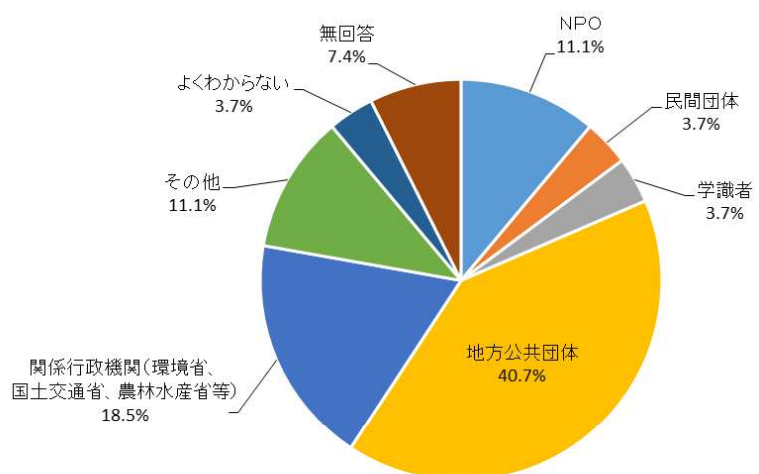
この法律では、実施者が自然再生の協議会の構成員を選ぶのではなく、実施者の呼びかけに応じて集まった自然再生事業や関連する活動に参加しようとする者及び関係行政機関、関係地方公共団体が協議会の設立について協議するという新しい形を示しています。

解説

(1) 設立の発意

自然再生協議会設立の発意は、地方公共団体や関係行政機関から、NPO 法人や民間団体まで、様々な団体等が行っています。

関係者との調整や協議会参加者の募集等の協議会設立の準備のため、想定している自然再生事業の概要（目的、内容）等を明確しておくことが重要です。



法定協議会の発起人
資料：アンケート調査（H30.10 実施）

(2) 関係者との事前調整

自然再生協議会には、国（関係行政機関）及び関係地方公共団体の参加が必須となっています。また、NPO、土地所有者、専門家等についても協議会に参画するよう努めることとしています。これらの協議会への参加が必須又は望ましい関係者は、協議会の参加について事前に調整を図っておくことが必要です。この際、自然再生事業の概要や協議会の体制（可能であれば協議会規約案）について共有を図っておくことが重要です。

また、自然再生事業の円滑な実施に向けては、土地所有者等の利害関係者や近隣で同様の取り組みを行っている団体等との事前調整も十分行っておきましょう。

(3) 地域住民への働きかけ

自然再生協議会の設立にあたっては、地域住民の参加に努めるとともに、事業・活動等への協力・理解が不可欠となっていることから、地域住民に対する事前の働きかけが重要です。協議会設立前に実施した地域住民への働きかけの例としては、検討会、地元説明会、シンポジウムの開催、行政機関による各種調査、ニュースレターの発行や広報誌での記事掲載等が挙げられます。

また、新たな実施者や協力者の獲得を図るためには、雑誌やインターネット等のツールを活用して若者や女性等に対しても情報発信を積極的に行うことや、地域住民の関心の高い取り組みと連携すること、大学等の学術機関との連携を図り研究者や学生の自然再生への参加を促すことも重要です。

地域住民に呼びかけるため、全体構想で想定している対象地域の現状と課題をとりまとめた資料を作成し、その資料を活用して自然再生協議会による活動の重要性を地域住民に訴えることも有効な方策です。

自治体によっては地域主導で自主的な活動を進める「郷づくり地域」や「里づくり協議会」「町づくり協議会」等、活動の担い手の要となる組織の母体があるところも多く、これらの組織に働きかけることも協議会設立後のことを考えると効果的です。

地域の方々に理解してもらうためには、地元の有力者に事前に挨拶・説明を行うなど、自然再生の関係者以外にも事前に働きかけておくことが求められる地域もあり、そのような地域のキーマンは自治体が把握していることが少なくありません。



北潟湖自然再生協議会 準備会



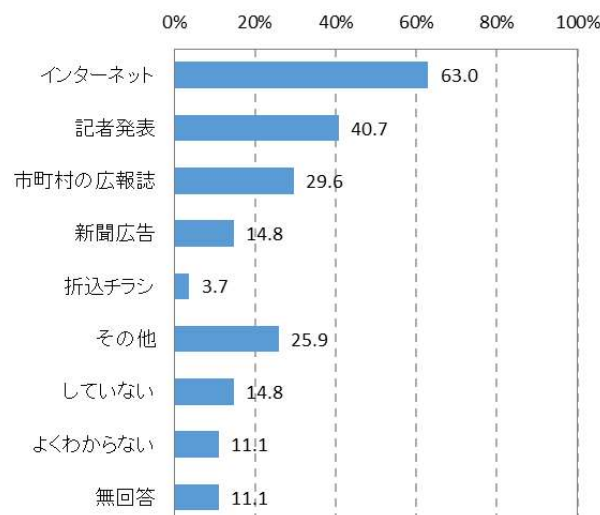
ふしの干潟ファンクラブ News letter
(榎野川河口域・干潟自然再生協議会)

(4) 協議会参加者の募集

協議会の発意者（実施者）は、実施しようとする自然再生事業の目的や内容等を明示して協議会を組織する旨を広く公表した上で、地域住民、NPO等地域において自然再生事業や関連する活動に参加しようとする者に対して、幅広く公平な参加の機会を確保する必要があります。

自然再生協議会の組織化に当たっては、多くの場合、公募期間を設けて、インターネットや記者発表、市町村広報誌等を活用して、時にはホームページに誘導するなどして参加者を募集しています。

「2-1-2. 協議会への多様な主体の参加」で記載したように、地元メディアがメンバーに入っていると、記事として取り上げられやすくなり、募集に効果的です。



協議会を組織化する旨の公表方法
資料：アンケート調査（H30.10実施）

コラム Column

協議会設立後も参加者を募集

協議会への参加者を募るのは協議会立ち上げ時だけではなく、設立後も活動内容を振り返り、必要と考えられる構成メンバーには加わってもらうことが順応的管理の観点からも重要です。

例えば、環境教育を重視することとなった場合の新たなメンバーとして教育委員会が考えられます。自然再生協議会には必ず県や市が協議会員として入っていることから、その協議会員経由で声をかけてもらうことで、参加しやすくなると考えます。

教育委員会に限らず、新たに入ってもらいたい組織に呼びかける時には、担当に負担がかからないように、「特別なことはしなくていいので、情報共有させてください」といったスタンスで声をかけることが肝要です。

ホームページ等で常時募集をかけ、希望者があれば総会等でその可否を決める協議会もあれば、問題をおこす恐れのあるトラブルメーカーが入らないように、協議会メンバーの紹介や推薦状を必要としている協議会もあります。

参加できそうな企業が地元に少ない場合でも、自然再生活動の対象等に関わりが深い企業（例えばサンゴ礁保全の活動をしている場合には、日焼け止めクリームを製造・販売している化粧品メーカー）に参加をよびかけることなどのアプローチも考えられます。

子供や若者をまきこむと協議会や地域が活性化しやすいので、教育関係者も巻き込むことが望めます。

いずれの場合でも、せっかく希望する組織が加わっても、担当が任期の間、無難にすごしてしまうことも考えられるため、組織内のキーパーソンを見つけることも重要です。

（５）準備会等を活用した協議会設立の準備

協議会の設立にあたっては、事前に想定している自然再生事業の概要（区域、地域の課題、目標等）や参加者の募集方法、協議会規約（案）について検討する必要があります。

発意した団体等の既存組織が主体となって準備を進める場合もありますが、これから自然再生に取り組む地域や関係者が多く複雑な調整を要する地域等は、想定される主要な参加者による設立準備会等を立ち上げて、その中で協議・準備するのも有効です。

【準備会を設置した事例】北潟湖自然再生協議会

北潟湖の自然再生を本格的に実行に移すため、さらに、地元住民の多くの皆さまや幅広い行政機関等にもご参集いただき、自然再生推進法に基づく「北潟湖自然再生協議会」設置に向けて北潟湖自然再生協議会（仮称）準備会を設置しました。

■準備会会議開催経緯

開催回	開催日程	場所
第1回	平成30 年6 月28 日	あわら市役所
第2回	平成30 年8 月25 日	北潟公民館
第3回	平成30 年10 月25 日	北潟公民館



準備会開催風景

【参考】久保川イーハトーブ自然再生協議会のコメント

- ▶ 民間団体の取り組みであったが、地元企業の幹部や元大学教授等幅広い分野の方が協議会の委員となった。
- ▶ 研究者と共同作業をする関係を確立するのが難しいが、協議会により研究者に来てもらいやすくなった。
- ▶ 社会的な認知を得るために一般財団法人や社会福祉法人にするのは手続きが大変であるが、法定協議会になることによってもある程度認知度が高まり、活動もやり易くなった。



チェックポイント



- ☐ 協議会設立にあたって、事前に自然再生事業の目的、内容等を公表していますか。
- ☐ 協議会メンバーについて、公募などの措置はとられていますか。
- ☐ 設立の結果として、公平な参加の機会は確保されたといえますか。

PR 動画を活用した地域住民への働きかけや参加者の募集等

協議会参加者の募集は、自然再生協議会の設立時だけでなく、設立後も続けることが望まれます。

しかし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等により、顔をあわせて協議会の PR を行うことが難しくなっています。また、持続可能な運営のためには活動地域だけでなく、さらに広い地域から協議会の活動に賛同いただくことが望まれます。

そこで、有効な PR ツールとして考えられるのが動画配信です。

紙媒体だと難しい自然環境の良さや活動実態を視覚や聴覚に訴えることができるほか、活動の取り組みに対する熱意もインタビュー映像を使うことで伝えやすくなります。遠方に住んでいてもパソコンやスマートフォン等で容易に見ることができます。

近年はソフトの進化等で素人でも動画を比較的作りやすくなっているほか、荒川太郎右衛門自然再生協議会のように、地域と連携して動画を作成してもらうなど、必ずしも高い費用をかけなくても動画を作成できる時代になっています。



専門学校との連携企画で制作した荒川太郎右衛門自然再生協議会 PR 動画



環境省が支援して制作した石西礁湖自然再生協議会 PR 動画

2-3-2. 協議会規約の作成

自然再生協議会は、協議会の組織及び運営に関して必要な事項を定め、協議会規約を作成します。

解説

自然再生協議会の規約（要綱）は、各協議会において定めることとされています。具体的な内容としては、名称、対象区域、目的、所掌事務、協議会の委員構成、会長・副会長の選任、分科会等の設置、事務局の設置・運営等が定められています。

多くの自然再生協議会では、最初の会議において構成員の合意を得て決定されています。

【参考】 自然再生協議会規約の例

自然再生協議会設置要綱

第1章 総 則 (設 置)

第1条 ○○区域に係る自然環境の保全と再生を図るため、自然再生推進法（平成14年法律148号）第8条に基づく自然再生協議会を設置する。

(名 称)

第2条 この自然再生協議会は、「○○自然再生協議会」（以下「協議会」と称する。）という。

(対象地域)

第3条 協議会が対象とする自然対象地域は、○○から○○までの範囲とする。

第2章 目的及び協議会所掌事務

(目 的)

第4条 協議会は自然再生地における自然再生事業（以下「自然再生事業」という。）の実施にあたり、その構想を作成し、自然再生事業に関する実施計画の案について協議し、及び自然再生事業の実施に係わる連絡調整を行うことを目的とする。

(所掌事務)

第5条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 自然再生全体構想の作成
- (2) 自然再生事業の実施計画案の協議
- (3) 自然再生事業の実施に係わる連絡調整
- (4) その他の必要な事項

第3章 委 員

(委 員)

第6条 協議会は、次の各項について選出される委員をもって構成する。

- (1) 自然再生事業を実施しようとする者
- (2) 地域住民、土地所有者、NPO等、自然環境に関し専門的知識を有する者
- (3) 関係行政機関及び関係地方公共団体

2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、協議会の設置時に委員であった者の任期については、この要綱を定める日から平成○年3月31日までとする。

(委員資格の喪失)

第7条 委員は、次の事由によって、その資格を喪失する。

- (1) 辞任
- (2) 死亡若しくは失踪の宣言、又は委員が属する団体若しくは法人の解散
- (3) 解任

(辞 任)

第8条 委員は、やむを得なき事由ある場合は、辞任することができる。なお、辞任しようとする者は、第15条に規定する運営事務局に連絡しなければならない。

(解 任)

第9条 協議会の名誉を傷つけ、又は、協議会の目的、自然再生推進法若しくは同法第7条に規定する自然再生基本方針に反する行為があった場合には、協議会は、第12条に規定する協議会の会議における出席委員の過半数の賛同を経て委員を解任することができる。

2 解任の決定を諮るに先立ち、解任されようとする者には、協議会の会議において弁明の機会が与えられなければならない。

第4章 会長及び副会長

第10条 協議会に会長1名及び副会長1名を置く。

2 会長及び副会長の選出は委員の互選による。

3 会長は協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故のある場合は職務を代行する。

第5章 会議及び専門委員会

(協議会の会議)

第11条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会長は会議の議長となる。

3 議長は、会議の進行に際して専門的知識を有する者の意見を徴することが妥当と認めた場合又は委員から専門的知識を有する者からの意見徴収の発議があり、かつ会議における合意を得た場合には、専門委員会を設置し、会議の他に専門的協議を行うよう要請することができる。

(専門委員会)

第12条 専門委員会の委員は協議会の委員のうちから選任する。

2 議長は専門委員会の委員長1名を指名する。委員長は専門委員会を総括するとともに、副委員長1名を指名してその補佐を受ける。

3 専門委員会は、付託された専門事項について協議し議長に報告する。

4 専門委員会は、必要と認める場合、委員でない専門的知見を有する者の出席を求めて意見を徴することができる。

(公 開)

第13条 協議会の会議は公開を原則とする。

2 会議の開催に関する事項等については、〇〇ホームページに掲載することにより公開する。

第6章 運営事務局

第14条 協議会の会務を円滑に処するため、〇〇に運営事務局を置く。

2 協議会の委員は運営事務局の事務に参加することができる。

(運営事務局の所掌事務)

第15条 運営事務局は、次に掲げる事項に関する事務を行う。

- (1) 会議等（専門委員会を含む。以下同じ。）の開催、協議及び進行その他に関する事項
- (2) 会議等の議事録及び議事要旨の作成並びにその公開に関する事項
- (3) その他の協議会の運営に関し、会長が必要と認める事項

第7章 補 則

(要綱施行)

第16条 この要綱に定めることのほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会議における合意を経て会長が別に定める。

(要綱改正)

第17条 この要綱の改正は、委員の過半数が出席する会議における過半数の同意による。

2 要綱の改正に係わる委員の発議は、出席委員の過半数の賛同により採決し、採決した案件については可能な限り速やかに協議する。

附 則

1 この要綱は、平成〇年〇月〇日から施行する。

【事例】 石西礁湖自然再生協議会規約

石西礁湖自然再生協議会規約

第1章 総則

(設置)

第1条 自然再生推進法（平成14年法律第148号（12月11日公布））第8条に規定する自然再生協議会を設置する。

(名称)

第2条 この自然再生協議会は、石西礁湖自然再生協議会（以下「協議会」と称する）という。

(対象区域)

第3条 協議会で検討する自然再生の対象区域は、石西礁湖（石西礁湖に影響を及ぼす陸域と海域を含む。）とする。

第2章 目的及び協議会所掌事務

(目的)

第4条 対象区域の自然再生を推進するため、必要となる事項の協議を行うことを目的とする。

(所掌事務)

第5条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 自然再生全体構想の作成
- (2) 自然再生事業実施計画の案の協議
- (3) 自然再生事業の実施に係る連絡調整
- (4) その他必要な事項

第3章 構成

(構成)

第6条 協議会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 自然再生事業を実施しようとする者
 - (2) 地域住民、特定非営利活動法人等、自然環境に関し専門的知識を有する者、土地所有者等、その他（1）の者が実施しようとする自然再生の活動に参加しようとする者
 - (3) 関係行政機関及び関係地方公共団体
- 2 協議事項との関わりが深く協議会に出席が必要とされる者は、第11条に規定する協議会の会議の出席委員の合意を得て、オブザーバーとして協議会に参加することができる。
- 3 委員の任期は2年とする。ただし、設置当初の委員の任期は、本規約の施行の日から平成20年3月31日までとする。
- 4 委員は募集によるものとし、再任は妨げない。

(途中参加委員)

- 第7条 前条第1項に定める委員からの推薦があり、第11条に規定する協議会の会議の出席委員の合意が得られた場合に、委員となることができる。
- 2 新たに委員となろうとする者が、第14条に規定する運営事務局に委員になりたい旨の意思表示を行い、第11条に規定する協議会の会議の出席委員の合意が得られた場合に、委員となることができる。
- 3 前項の規定により途中参加する委員の任期は、前条第3項に規定する委員の残任期間とする。

(委員資格の喪失)

第8条 委員は、次の事由によって、その資格を喪失する。

- (1) 辞任
- (2) 死亡、失踪の宣告
- (3) 委員が属する団体若しくは法人の解散
- (4) 解任

(辞任及び解任)

- 第9条 辞任しようとする者は、第14条に規定する運営事務局に書面をもって連絡しなければならない。
- 2 協議会の目的若しくは自然再生推進法及び自然再生推進法に規定する自然再生基本方針に反する行為があった場合又は協議会の運営に著しい支障をきたす場合、第11条に規定する協議会の会議の出席委員の過半数で議決し、委員を解任することができる。
- 3 解任されようとする者には第11条に規定する協議会の会議にて、議決する前に、弁明する機会を与えられなければならない。ただし、解任されようとする者が協議会に出席しない場合はその限りではない。

第4章 会長及び会長代理

(会長及び会長代理)

- 第10条 協議会に会長及び会長代理を各1名置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長代理は、会長を補佐し、必要に応じ会長の職務を代理する。

第5章 会議及び部会

(協議会の会議)

第11条 協議会の会議は、会長が召集する。

2 協議会の会議の議長は、会長がこれにあたる。

3 会長は、協議会の会議の進行に際して専門的知見を有する者等の意見を聴取することを必要と認める場合、協議会の会議に委員以外の者の出席を要請することができる。

4 協議会は、会長が協議会の会議の進行に際して専門的協議を必要と認める場合若しくは、第6条に規定する協議会の委員より専門的協議の発議があり、

第1項に規定する協議会の会議の出席委員の合意を得た場合、第17条に規定する細則の定めにより、協議会の会議とは別に部会を設置し、専門的協議を要請することができる。

(部会)

第12条 部会は、協議会から付託される専門的事項について協議し、協議結果等を第11条に規定する協議会の会議に報告する。

2 協議会委員及びオブザーバーは部会に所属することができる。

3 部会に部会長及び部会長代理を各1名置き、部会構成委員の互選により選出する。

4 部会長代理は、部会長を補佐し、必要に応じ部会長の職務を代理する。

5 部会は部会長の召集により開催される。

6 部会長は、部会の会議の進行に際して専門的知見を有する者等の意見を聴取することを必要と認める場合、部会の会議に委員以外の者の出席を要請することができる。

(公開)

第13条 協議会の会議及び部会は、生物の保護上または個人情報の保護上支障のある場合を除き、原則公開とする。

2 協議会の会議及び部会を開催する際には、日時、場所等について予め広く周知を図る。

3 協議会の会議及び部会の資料は、生物の保護上または個人情報の保護上支障のある場合を除き、ホームページ等で公開する。

4 協議会の会議及び部会の議事結果は、要旨をとりまとめて議事要旨とし、会長の承認を経てホームページ等で公開する。

第6章 運営事務局

(運営事務局)

第14条 協議会の会務を処理するために運営事務局を設ける。

2 運営事務局は環境省九州地方環境事務所那覇自然環境事務所及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部港湾計画課で構成し、主務は環境省九州地方環境事務所那覇自然環境事務所が行う。

3 運営事務局は、協議会の会務を円滑に進めるため、関係者による運営事務局連絡会議を開催することができる。

4 運営事務局は、個人情報の取り扱いに関して、漏洩、散逸及び協議会目的外利用の防止に努め、適正に管理する。

(運営事務局の所掌事務)

第15条 運営事務局は、次に掲げる事務を行う。

(1) 第11条に規定する協議会の会議の議事・進行に関する事項

(2) 第13条で規定する協議会の会議の議事要旨の作成及び公開に関する事項

(3) その他協議会が付託する事項

第7章 補則

(寄付金等)

第16条 協議会は石西礁湖自然再生推進のために、寄付金を得ることができる。

2 寄付金の使途については、第11条に規定する協議会の会議の出席委員の合意を得るものとし、運営事務局は毎年度末に協議会へ収支報告を行う。

(運営細則)

第17条 この規約に規定することの他、規約施行及び協議会の運営に関して必要な事項は、第11条に規定する協議会の会議の出席委員の合意を得て、会長が別に規定する。

(規約改正)

第18条 この規約は、第6条に規定する協議会の委員の発議により、第11条に規定する協議会の会議の出席委員の合意を得て、改正することができる。

附 則

この規約は、平成18年2月27日から施行する。

運営等に関するルールを細則等で明記しておくことも有効です。

【事例】 石西礁湖自然再生協議会運営細則

石西礁湖自然再生協議会運営細則

第1章 部会

（設置）

第1条 協議会に次の部会を設置する。

- (1) 生活・利用に関する検討部会

（検討事項）

第2条 部会では、次の事項を協議する。

- (1) 生活・利用に関する検討部会

石西礁湖の自然再生と地域住民の生活に必要となる活動との両立を進めるために必要となる事項等。

（部会事務局）

第3条 部会の会務を処理するための部会事務局を設ける。

（部会事務局の所掌事務）

第4条 部会事務局は次に掲げる事務を行う。

- (1) 部会の会議の運営
- (2) 部会の会議の議事要旨の作成及び公開に関する事項
- (3) その他部会が付記する事項

第2章 協議会及び部会の運営

（協議会及び部会の傍聴）

第5条 協議会及び部会の会議は、傍聴ができる。

2 傍聴者は、原則として会議中に発言することはできない。

3 傍聴者の受け入れは、希望者全てが傍聴できることを基本とし、傍聴の申し込みを当日会場で受け付ける。

（協議会及び部会の記録）

第6条 運営事務局は、協議会及び部会の会議の議事要旨を公開する前に原則として、会長または部会長及び発言した会員の確認を得なければならない。

第3章 補足

（細則改正）

第7条 この細則は、規約第6条に規定する協議会の会員の発議により、協議会の会議の出席委員の同意を得たうえで、会長が改正することができる。

附則

この附則は、平成19年7月5日から施行する。

釧路湿原自然再生協議会運営細則

第1章 小委員会

(設置)

第1条 協議会に次の小委員会を設置する。

1. 湿原再生小委員会
2. 旧川復元小委員会
3. 土砂流入小委員会
4. 森林再生小委員会
5. 水循環小委員会
6. 地域づくり小委員会
7. 再生普及小委員会

(検討事項)

第2条 各小委員会では、次の事項を検討する。

1. 湿原再生小委員会

湿原の再生（野生生物の生息環境修復を含む）に関する実施計画、その実施状況及びモニタリング結果等

2. 旧川復元小委員会

河川の再蛇行化に関する実施計画、実施状況及びモニタリング結果等

3. 土砂流入小委員会

河川への土砂流入防止に関する実施計画、実施状況及びモニタリング結果等

4. 森林再生小委員会

森林の再生（野生生物の生息環境修復を含む）に関する実施計画、実施状況及びモニタリング結果等

5. 水循環小委員会

水質地下水の動態把握・評価、湖沼の再生（野生生物の生息環境修復を含む）等に関する実施計画、実施状況及びモニタリング結果等

6. 地域づくり小委員会

バランスの取れた社会経済活動と湿原保全の推進、観光・地域振興による湿原の賢明な利用、地元産業との連携及び情報の発信・提供等に関する事項等

7. 再生普及小委員会

釧路湿原の自然再生における環境教育、市民参加及び情報共有の推進並びに小委員会間連携の強化に関する事項等

(小委員会事務局)

第3条 小委員会の会務を処理するための事務局を設ける。

1. 事務局は、協議会運営事務局が兼ねる。

(事務局の所掌事務)

第4条 事務局は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 小委員会の会議の運営
- (2) 小委員会の会議の議事要旨の作成及び公開に関する事項
- (3) その他小委員会が付記する事項

第2章 協議会及び小委員会の運営

(協議会及び小委員会の傍聴)

第5条 協議会の会議及び小委員会は、傍聴ができる。

1. 傍聴者は、原則として会議中に発言することはできない。
2. 傍聴者の受け入れは、希望者全てが傍聴できることを基本とし、傍聴の申し込みを当日会場で受け付ける。

(協議会及び小委員会の記録)

第6条 運営事務局は、協議会の会議及び小委員会の議事要旨を、公開する前に原則として、会長又は委員長及び発言した委員の確認を得なければならない。

第3章 補 則

(細則改正)

第7条 この細則は、要綱第5条に規定する協議会の委員の発議により、協議会の会議の出席委員の同意を得たうえで、会長が改正することができる。

附 則

この細則は、平成15年11月15日から施行する。

平成27年3月16日一部改正

2-3-3. 分科会・小委員会の設置

自然再生協議会は、必要に応じて分科会、小委員会等の設置を行うことなどを通じて、地域の自然環境に関し専門的知識を有する者の協力を得ます。

解説

協議会における分科会・小委員会等の設置は、自然再生協議会の規模や検討課題の内容等により、協議会ごとにその必要性を判断し定めることとされています。

分科会の分け方としては個別課題別（阿蘇、釧路湿原）、再生エリア別（樫野川干潟、竹ヶ島、中海）、技術事項別（八幡湿原、くぬぎ山）の3つの形態があり、各分科会等にそれぞれ専門家が参加しています。

三方五湖自然再生協議会では、自然再生や環境教育活動など、多角的なテーマで部会を6つ設け、各部会の事務局は行政が担っています。

設立当初は分科会の必要性を感じないことも考えられますが、当初から部会設置の規定を細則等に位置付けていると変更しやすく、運営に関するルールを細則等で明記することは方法論としても有効です。

また、分科会・小委員会を設置する場合はそれぞれの所属名簿を作成するなどして、誰がどの部会に所属しているかを確認することも人的ネットワークを強化するのに役立ちます。

参加申し込みの際に関心のある項目や取り組みたい項目に印をつける様式を用い、新たに登録した組織が分科会に加わりやすい工夫をしている協議会もあります。



チェックポイント



- ☐ 協議会では必要に応じて分科会、小委員会の設置が行われていますか。

例 阿蘇草原再生協議会小委員会（熊本県）

個別課題別



●牧野管理小委員会

牧野の管理と利用の継続による草原環境の維持に関する自然再生事業実施計画とその実施状況等について検討。

●草原環境学習小委員会

草原環境学習の推進と草原環境の認識の向上に関する自然再生事業実施計画とその実施状況等について検討。

●生物多様性小委員会

生物多様性保全上重要な草原の保全・再生に関する自然再生事業実施計画とその実施状況等について検討。

●野草資源小委員会

野草地採草の作業の継続・促進と野草資源の利用・流通に関する自然再生事業実施計画とその実施状況等について検討。

例 竹ヶ島海中公園自然再生協議会分科会（徳島県）

再生エリア別



●うみ分科会

【目的】：海域における「環境保全の推進」と「適正な利用」及び「漁業振興」を図ること。

【活動方針】：自然再生事業との関わりの中で、海域環境の改善が促進でき、かつ地域の活性化が進められるよう、海面・海中の保全と利用に関しての話し合いを行う。

●やま・かわ分科会

【目的】：森林・川の生態系認識のもと、地域の保全と再生に積極的に取り組むこと。

【活動方針】：自然再生事業との関わりの中で、「やま・かわエリアの環境保全」と「農林業振興」を図るため、保全・再生を促進し、かつ地域の活性化を目指した活動についての話し合いを行う。

例 八幡湿原自然再生協議会整備部会及び普及部会（広島県）

技術事項別



●整備部会

自然再生事業に係る工法、工事計画、モニタリング、維持管理等の諸課題について検討。

●普及部会

地域に対する自然再生の普及啓発を実施するため、地元説明会、HP運営、案内板設置等の広報活動について検討。

【部会を設置した事例①】 三方五湖自然再生協議会

表 2.4-1 三方五湖自然再生協議会における部会と構成員（実施者）

部会名	部会構成員（実施者）
自然護岸再生部会	◎増井増一（鳥浜漁業協同組合） ○武田利満（南西郷漁業協同組合） 鳥浜漁業協同組合、海山漁業協同組合、南西郷漁業協同組合、日本野鳥の会福井県嶺南ブロック、吉田丈人（東京大学准教授）、西廣淳（東京大学助教）、美浜町、若狭町、福井県 *福井県（福井県自然環境課）
湖と田んぼのつながり再生部会	◎青海忠久（福井県立大学教授） 美しい鳥浜を創る会、鳥浜漁業協同組合、五湖ゆうきの会、ハスプロジェクト推進協議会、青海忠久（福井県立大学教授）、武島弘彦（東京大学特任助教）、美浜町、若狭町、福井県 *若狭町（環境安全課）
外来生物等対策部会	◎富永修（福井県立大学教授） 鳥浜漁業協同組合、海山漁業協同組合、南西郷漁業協同組合、ハスプロジェクト推進協議会、(NPO)世界に誇るラムサール湿地三方五湖を育む会、富永修（福井県立大学教授）、吉田丈人（東京大学准教授）、西廣淳（東京大学助教）、西原昇吾（東京大学）、加藤義和（京都大学）、美浜町、若狭町、福井県 *若狭町（歴史文化課）
環境に優しい農法部会	◎岩本昭夫（美しい鳥浜を創る会） ○杉本亮（福井県立大学助教） みはま YumYumPROJECT 実行委員会、美しい鳥浜を創る会、五湖ゆうきの会、下吉田生産組合、田井野地区地域活性化促進会、ハスプロジェクト推進協議会、三方五湖浄化推進協議会、三方小学校、尾崎晃一、長橋努、保志公平、吉村義彦、杉本亮（福井県立大学助教）、美浜町、若狭町、福井県 *福井県（福井県海浜自然センター）
環境教育部会	◎大下恭弘（ハスプロジェクト推進協議会） ○小嶋明男（日本野鳥の会福井県嶺南ブロック） 三方郡(美浜町)小学校教育研究会理科部会、若狭町教育研究会環境教育部会、美浜町女性の会(美浜町女性ネットワーク)、美浜環境パートナーシップ会議、三方五湖浄化推進協議会、日本野鳥の会福井県嶺南ブロック、ハスプロジェクト推進協議会、三方五湖青年会議所、海部健三（東京大学特任助教）、富田涼都（静岡大学助教）環境省中部地方環境事務所、美浜町、若狭町、福井県 *福井県（福井県海浜自然センター）
シジミのなぎさ部会	◎武田豊（南西郷漁業協同組合） 南西郷漁業協同組合、海山漁業協同組合、久々子湖水明化委員会、コミュニティビジネス団体「ラ・しじみ」、青海忠久（福井県立大学教授）、吉田丈人（東京大学准教授）、美浜町、若狭町、福井県 *美浜町（住民環境課）

◎：部会長、○：部会長代理 *：事務局

中海自然再生協議会運営細則

第1章 部会

(設置)

第1条 協議会に次の地域部会と専門部会を設置する。

地域部会

- (1) 彦名・安倍地域部会
- (2) 崎津地域部会
- (3) 飯梨川流域部会

専門部会

- (4) データベース専門部会
- (5) 自然再生全体構想検討専門部会
- (6) 水環境専門部会
- (7) 環境教育専門部

(検討事項)

第2条 各部会では次の事項を検討する。

- (1) 彦名・安倍地域部会
彦名・安倍地域を対象とした自然再生実施計画に関する事項
- (2) 崎津地域部会
崎津・葭津・小篠津及び松江市の一部地域を対象とした自然再生実施計画に関する事項
- (3) 飯梨川流域部会
飯梨川上流・中流および河口部とその周辺地域を対象とした自然再生実施計画に関する事項
- (4) データベース専門部会
中海の自然環境及びその変遷に関するデータベースの構築
- (5) 自然再生全体構想検討専門部会
中海の自然再生全体構想の原案の作成
- (6) 水環境専門部会
中海の生物環境の修復及び米子湾周辺水域の水質修復に関する事項
- (7) 環境教育専門部会
中海や中海流域および環境再生事業に関連する場所などを使い、環境学習などを企画実施する。

(部会事務局)

第3条 各部会の会務を処理するために次の事務局を設ける。

- (1) 彦名・安倍地域部会の事務局は自然再生センター鳥取事務所に置く
- (2) 崎津地域部会の事務局は(株)エコマ商事(内)に置く
- (3) 飯梨川流域部会の事務局は(有)リンケージ(内)に置く
- (4) 専門部会の事務局は自然再生センターに置く

※データベース専門部会、自然再生全体構想検討専門部会、水環境専門部会、環境教育専門部会はその後削除

(個人用)

「石西礁湖自然再生協議会」事務局 行

(環境省 石垣自然保護官事務所内)

【FAX】0980-82-0279

【E-mail】okironc@coremoc.go.jp

「石西礁湖自然再生協議会」参加応募用紙

フリガナ			
1. 氏 名			
2. 住 所	〒		
3. 属 性	性別	年齢	所属団体(差し支えない範囲でご記入下さい。複数可)
	男・女	歳	
5. 連絡先	電話番号	FAX番号	電子メールアドレス

事務局からの連絡方法について
希望するものに○を付けて下さい。→

郵 送	F A X	電子メール

6. 「石西礁湖自然再生全体構想」では、今後展開すべき取組として以下を記載していますが、このうち関心がある項目または取り組んでいただける項目に○を付けて下さい。(複数可)

(1) 攪乱 要因 の 除 去	①オニヒトデ等による食害及び 病気への対応	(3) 持 続 可能な利 用	①適切な利用の推進	
	②赤土等流出防止対策		②保護区等の指定	
	③排水等対策		①サンゴ礁生態系に関する一般 的な理解の推進	
	④水産資源管理の推進	(4) 意 識 の向上・	②関連産業、生活等における意識	
	⑤観光手法の改善		③意識向上につなが る取組の推進	
	⑥生活スタイルの改善		④生態系の健全性の把 握・モニタリング	
	⑦漂着ゴミ対策		⑤調査研究	
	⑧異常気象対策		④対策手法等に関する調査研究	
(2) 良好 な環 境創 成	①サンゴ礁生態系の再生	(6) 活 動 の継続	①民間による活動の推進・支援	
	②沿岸域の生態系の再生		②事業の評価	
	③環境に配慮した構造物の設置		③取組に関する広報	

部会に直接関係しているわけでは
ないが、関心がある項目や取り組
み項目に○をつけることで、新た
な参加者の特徴等が把握できる。

「石西礁湖自然再生協議会」参加応募用紙

(石西礁湖自然再生協議会)

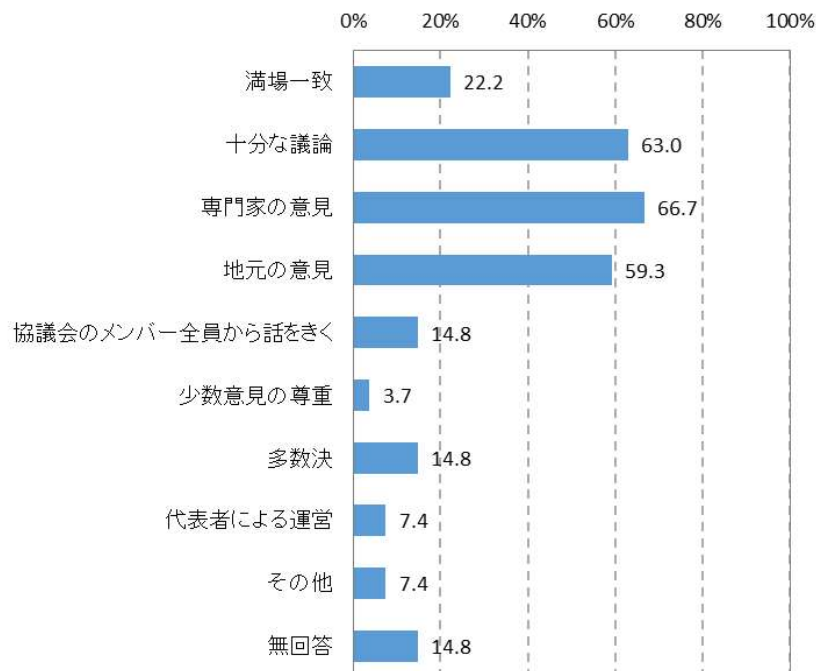
2-3-4. 合意形成の円滑化

協議会の運営に際しては、自然再生事業の対象となる区域における自然再生に関する合意の形成を基本とし、協議会における総意の下、公正かつ適正な運営を図ります。

解説

多様な主体が参加する協議会の中での合意形成は様々な面での工夫が必要です。このため、各自然再生協議会においては、以下のような様々な取り組みを通じて合意形成の円滑化を図っています。

- ▶ 協議会を土日に開催し参加者を確保する
- ▶ 協議会へのオブザーバー参加を認める
- ▶ 協議会欠席者に資料を送付し情報提供に努める
- ▶ 協議会構成員の意見を幅広く取り入れるために小委員会等を設置する
- ▶ 協議会において会議ルールを定め、会議前に読み合わせをするなどして構成員に周知する
- ▶ 事業実施内容や協議会の運営に対する意見を随時受け付ける



合意の形成において重視していること

資料：アンケート調査（H30.10実施）

～「石西礁湖自然再生協議会」の会議のルール～

●時間はみんなのものです。共有し、有効に利用しましょう。

- 会議の開始、終了時刻を守りましょう。
- 各メンバーが発言できるよう、発言時間は長くないよう配慮しましょう。

●お互いの意見をよく聴き、それぞれの発言を尊重しましょう。

- お互いの意見をよく聴き、それぞれの発言を尊重しましょう。
- 発言に対してははじめから否定することのないよう配慮しましょう。
- メンバーはすべて平等な立場にあります。自由な発言を行うことを基本としましょう。
- 特定の個人や団体等を誹謗中傷するような発言は行わないようにしましょう。
- 会議に欠席するメンバーのうち、議題に関して意見や提案のある方は、運営事務局に対して「意見・提案シート」により、事前に意見等を提出することができます。
提出された意見等は、参考意見として会議の席上で出席者全員に報告します。
- わかりやすい言葉や文字で、自分の意見を述べましょう。

●「石西礁湖自然再生」の目的に則った議論を行いましょう。

- 石西礁湖の望ましい将来を考え、サンゴ礁生態系の保全・再生の視点から建設的な議論を行いましょう。
- 石西礁湖自然再生の目的に則った議論を行いましょう。
- 提案を行うにあたっては、地域、団体の個別利益優先の立場に陥らないように配慮しましょう。

●合意形成に向けてお互い努力しましょう。

- 問題の所在や対立点などを明確にしたうえで、合意形成を目指して議論を進めましょう。
- 反対意見がある場合には、原則として協議を重ねることにより合意形成を図っていきましょう。
- 決定すべき事項で、どうしても合意形成が図られない場合は、決定方法について協議し、定めることとします。

会議ルールを定めている事例



チェックポイント



- ☐ 協議会はメンバー間で当該自然再生に関する情報共有が図られるよう運営されていますか。
- ☐ 協議会の総意として、全体構想等が策定されていますか。
- ☐ 協議会は公正かつ適正な運営が図れていますか（一部のメンバーが強引な運営を行っていませんか）。

【事例】 合意形成ができずに解散にいたった協議会

やんばる河川・海岸自然再生協議会解散の経緯について

1. 解散経緯

当協議会は、平成15年に施行された自然再生推進法に基づき、リュウキュウアユの復元に取り組んできた団体及び河川海岸管理者が中心となり、沖縄本島北部地域の河川・海岸環境の自然再生を図るため自然再生推進法に基づく協議会として設立した。

各委員の基本的な考え方（自然再生の対象及び保全の考え）について意見の相違があり、2年余の時間をかけて本協議会の目的及び内容を説明したが、協議会としての合意を得ることができなかった。このような状況に対して地元の委員を中心に、協議会からの脱会または、協議会解散の意見が多く出され、協議会の継続が不可能な状況となり協議会の合意として解散するに至った。

参 考

1. 発意者（実施者）

- ①リュウキュウアユを蘇生させる会
- ②沖縄県（河川管理者、海岸管理者）
- ③沖縄総合事務局（河川管理者）

2. 構 成

①組織構成

- ・ 自然再生協議会 : 構成は下記のとおり（66人）
- ・ 分科会 : 源河川、与那川、奥川、海岸、流域、啓発活動・環境学習
- ・ 起草委員会 : 全体構想（案）を作成する

②委員構成

- ・ 実 施 者 : 4人（4機関）
 - ・ 関係行政機関 : 16人（国の機関6、県の機関6、地元市町村4）
 - ・ NPO団体等 : 23人（NPO法人、環境団体、営利法人等23団体）
 - ・ 個人委員 : 23人
- 【計66人】

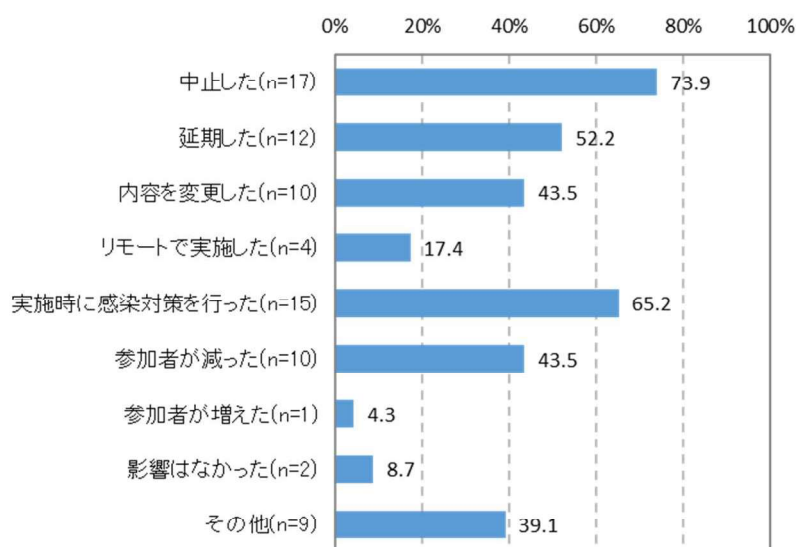
3. 協議経緯

- ①平成16年2月発意者による設立準備会を経て委員を公募、同年6月沖縄本島北部地域（やんばる）の河川・海岸の再生を図るため、自然再生推進法に基づく協議会として設立。
- ②個別課題毎に協議を行うため、平成17年5月に分科会を設置。（6分科会）
- ③全体構想（案）については協議会委員の意見を反映させるため、各分科会の代表及び行政委員からなる全体構想起草委員会を平成18年2月に設置し、精力的に全体構想（案）の作成作業を実施。
- ④第8回から第10回協議会において、起草委員会で作成した全体構想（案）に基づき協議を行うが基本的な考え方で意見の相違があり合意は得られなかった。このような状況に対し地元委員を中心として、本協議会脱会の意思表示、解散動議の提案が相次ぎ協議会における継続協議が不可能な状態となり協議会の合意として本協議会を解散することとなった。

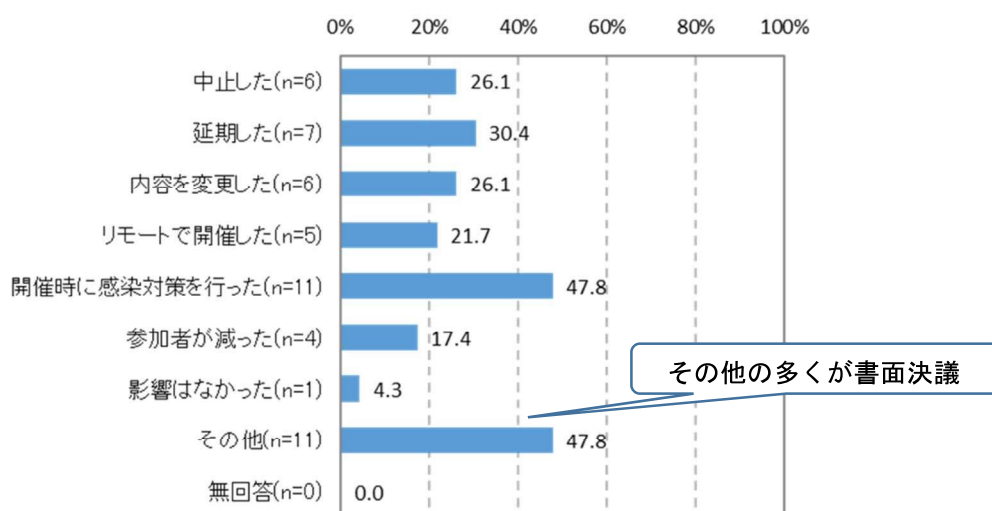
コロナ禍における合意形成の取り方

令和 2 年 1 月から全世界で新型コロナウイルス感染症の感染が拡大し、日本においても二度にわたる緊急事態宣言（令和 3 年 3 月 30 日現在）が出されたほか、各地で感染防止の観点からの活動自粛が求められ、顔をあわせる会議の開催が難しい状況が続きました。

コロナ禍においても自然再生協議会の多くはリモート開催や書面決済等の工夫をこらし、合意形成をはかっていました。



コロナ禍における活動への影響



コロナの会議運営への影響

資料：アンケート調査（2021 年 12 月実施）

オンライン会議実施時の諸注意

令和 2 年度自然再生協議会全国会議をオンラインで開催しましたが、いくつかのトラブルが発生し、これらの問題について個別に対応を行いました。

特に初めてオンライン会議を行う参加者が少なくない場合は、想定外のトラブルが生じて、円滑な会議ができない恐れがあるため、まずは少人数からオンライン会議をはじめ、徐々に上げていくことが望めます。

【通信面】

- ・セキュリティ上、オンライン会議のソフトや WEB アプリ（例 Google アンケート）等を使うことができない機関（特に行政機関）があります。

→（解決策）

原則は使えなくても、システム管理者に申請すれば、接続できる機関も少なくありません。システム管理者に申請するか、自宅のパソコンや個人のスマートフォンから参加することで接続できます。それでもダメな場合はパソコンとポケット Wi-Fi の貸し出し等を検討する必要があります。。

アンケートができない場合は、代替の方法（例、紙やワードで調査票を発想）で回答してもらうことで解決できます。

【操作面】

- ・カメラやマイク、スピーカーの誤操作が大きなトラブルとなりやすい。

→（解決策）

オンライン会議に慣れていない場合には、会議開始時間に余裕をもってオンライン会議室に入室してもらいカメラやマイクテストを行っておくことが望めます。また、トラブルが生じた状態では、オンライン会議ソフトを使用した意思伝達は難しいことから、携帯電話等の連絡先を確認しておきましょう。

特に操作面で不安な参加者がいる場合には、前日までに個別に接続して操作になれってもらうことも効果的です。



令和 2 年度全国会議では事前の接続テストで簡単な操作方法のスライドを流しました

2-3-5. 情報の公開

協議会は、希少種の保全上又は個人情報の保護上支障のある場合等を除き、会議資料や議事内容等を原則公開とし、協議会の運営に係る透明性を確保する必要があります。

解説

後述の自然再生全体構想及び自然再生事業実施計画の作成に当たっても、その作成過程における案の内容に係る情報を原則公開とし、透明性を確保することが重要です。

また、協議会の運営に当たっては、必要に応じ外部からの意見聴取も行いましょう。

年間の活動を総括する活動記録を作成すると、会員の間で活動実績の共有や情報の蓄積が期待できます。

自然再生協議会の運営状況に係る公開の手法は多岐にわたっています。

(協議会開催の事前公表手法)

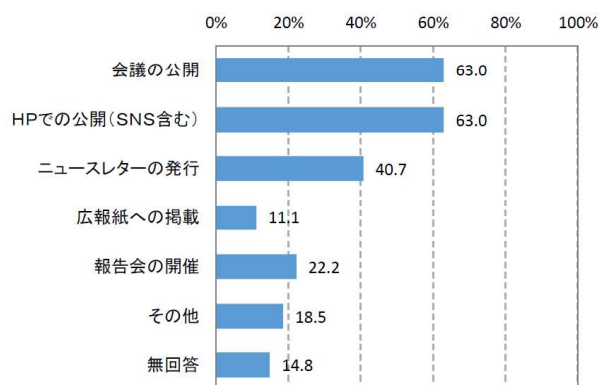
HPへの掲載、記者発表、地方公共団体広報誌の活用など

(協議会資料や議事内容の公表手法)

HPへの掲載、協議会だよりの発行、地方公共団体の情報 コーナー及び事務局での閲覧など

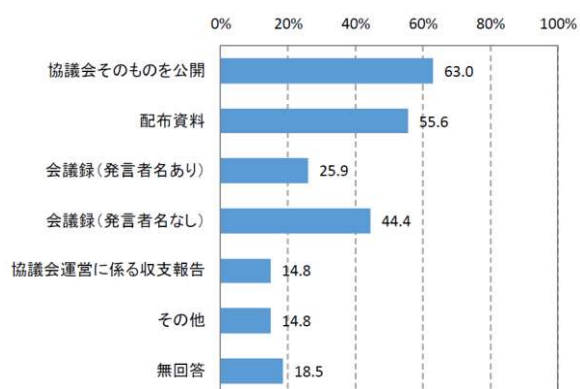


中海自然再生協議会のホームページ



運営に係る透明性を確保する方法

資料：アンケート調査 (H30.10 実施)



公開しているもの



チェックポイント



- ☐ 協議会は、支障のある場合を除き原則公開されていますか。
- ☐ 協議会の運営にあたっては、必要に応じ外部から意見聴取を行っていますか。

2-3-6. 専門家の協力体制の確立

協議会においては、地域の自然環境に関し専門的知識を有する者の協力を得て、客観的かつ科学的なデータに基づいた協議がなされるよう、地域の実状に応じた体制を整えることが重要です。

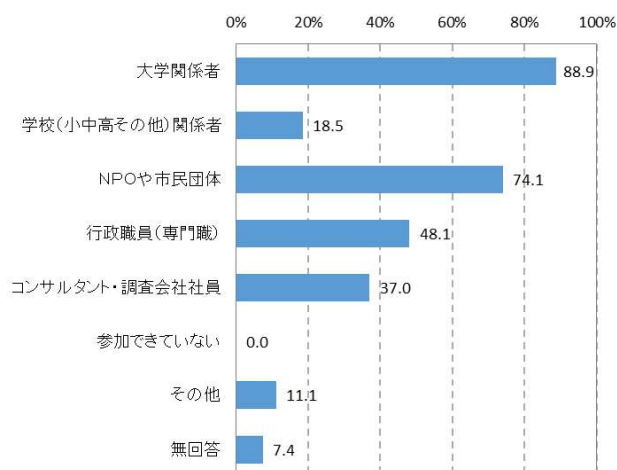
解説

自然再生事業は、科学的知見に基づいて実施するべきであり、地域における自然環境の特性や生態系に関する知見を活用し、自然環境が損なわれた原因の全体像を社会経済活動等との関係を含めて科学的に明らかにするなど、科学的知見の十分な集積を基礎としながら、自然再生の必要性の検証を行うとともに、自然再生の目標や目標達成に必要な方法を定め、実行し、それを検証するという過程に沿って実施することが必要です。

「自然環境に関し専門的知識を有する者」とは、協議会へのアンケートによると、特定の動植物など地域の自然に詳しい方は、大学等の研究者だけでなく、市民や行政の専門職職員など、多様な方々があてはまります。協力を得られた専門家から他分野の専門家を紹介してもらうことも有効な手段です。

有識者が協議会の会長や理事につく場合も少なくありませんが、協議会は多数の主体から構成されているため、会議を俯瞰できるバランスのとれた人物（自然環境保全一辺倒でなく、地域振興等の必要性も理解）であることも求められます。

自然科学の専門家だけでなく、環境社会学等の環境に係る多様な分野の専門家にも参加してもらうことで、違った視点から対象を理解するのに役立ちます。



地域の自然環境の専門家の詳細
資料：アンケート調査（H30.10実施）



チェックポイント

- ☐ 協議会の運営は、地域の自然環境の専門家の協力を得られるよう努めていますか。
- ☐ 客観的かつ科学的データが協議会の場で提示されるよう努めていますか。
- ☐ 客観的かつ科学的データによる協議が行えるよう地域の実状に応じた体制をとるよう努めていますか。

2-3-7. 資金の確保について

特に民間が中心となって自然再生協議会を立ち上げる場合には、立ち上げ後の資金が問題となる場合があります。ある程度の長期にわたる資金計画を念頭に置いて協議会を立ち上げることが重要です。

解 説

自然再生事業には関係行政機関や関係自治体に参加するものの、事業実施に伴う費用負担を約束したわけではありません。

資金を意識しすぎても自然再生協議会を立ち上げられなくなりますが、「4-6. 関連事業の情報提供」等に記載しているように、財政的に支援できる制度もあるのでそれらを利用して自前で資金を調達することを考えて設立・運営することが重要です。

ファンドレイザーという補助金の活用をアドバイスする専門職もあり、こういった方々の協力を得ることで運営資金を確保する方法もあります。

SDGsに貢献したいものの、貢献の仕方がわからない企業も少なくありません。

環境のよさをブランディングして、地域と企業がともにwin-winとなれる関係の構築も求められます。

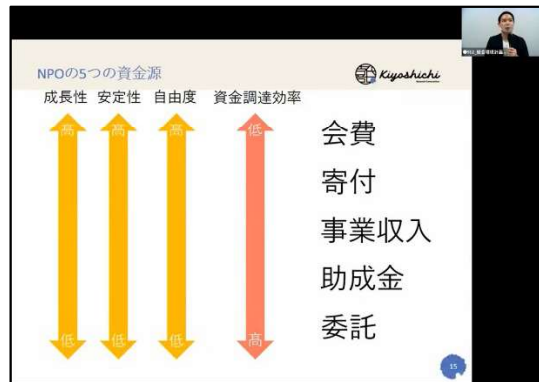
そういった企業を協議会に加えたり、寄付をつのることで財政的な基盤ができやすくなります。

企業等と連携する際は、ブランディングの根拠となる地域の良さのエビデンスを示すことも重要です（3-1-1. 科学的知見の活用）。

ファンドレイジングの手法による資金調達

ファンドレイジングとは活動のための資金を個人、法人、政府などから集める行為（資金調達）の総称です。

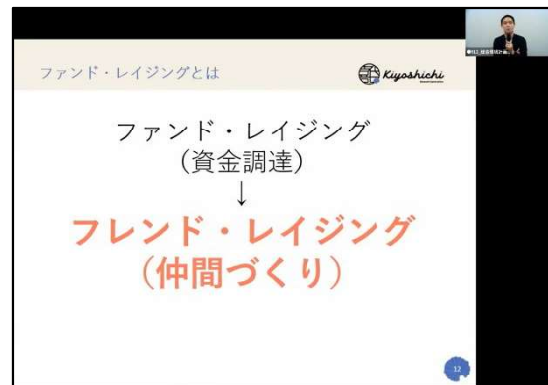
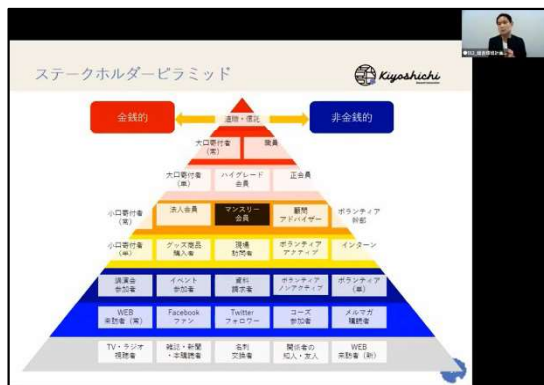
主な資金調達の方法として効率の良い順に「委託」「助成金」「事業収入」「寄付」「会費」の5つがあり、第一段階で「委託」「助成金」で資金を調達し、その次に事業収入を得るか、会費や寄付で資金を得ることが望まれます。いつまでも委託や助成金に頼っていると、年によって増減があるため、安定した運営を行うことが難しくなります。



資金調達先とその展開をステークホルダーピラミッドを使って明確にすることが望まれます。ピラミッドの左側を寄付者等の金銭的支援、右側をボランティア等の非金銭的支援にわけて整理し、各階層の支援者を上の階層に引き上げるには、横へさらに広げるためにはどうすればよいかを検討することが重要です。

新規支援者の確保よりも既存支援者・過去につながりのあった方に働きかけることは、ステークホルダーの鉄則です。

ファンドレイジングには資金調達だけでなく、仲間（経営資源）をどのように広げるかのフレンドレイジングの視点が必要で、フレンドレイジングが価値創出力の強化につながります。



令和2年度自然再生協議会全国会議 基調講演より